

## 政治倫理推進特別委員会記録

1. 期日 令和5年8月24日(木) 開会 11時00分  
閉会 11時18分
2. 場所 第一委員会室
3. 議題 1. 9月定例会における報告の内容確認について
4. 出席者 渡辺委員長、小笠原副委員長、羽根委員、岡田委員、一石委員、松崎委員、古谷委員、根岸議長

傍聴議員 4名  
事務局 2名 局長、庶務課長  
傍聴者 0名

### 1.9 月定例会の報告内容の確認について

委員長 本日の出席状況だが、大沼委員が体調不良のため欠席と連絡をいただいている。他の委員はおり、定足数を満たしているので委員会を開催する。お手元に資料があるかと思うが、9月定例会の報告内容の確認を行いたいと思う。閉会後には9月定例会終了後の日程について調整をしていきたいと思う。暫時休憩する。

休憩 11時05分  
再開 11時05分

委員長 休憩を解いて報告を始める。昨日遅くなったので、資料に目を通されなかった方もいらっしゃるかと思う。資料に基づき報告の提案をさせていただく。4回の調査研究会をしている。対象とした規則について説明をさせていただく。

内容についてはハラスメント防止規定についての目的、議員の責務、申出、申出の受付、調査機関、公表措置、プライバシー保護、研修、これについて盛り込むことにしたいと思う。

職員から議員に対するハラスメント、町民から議員に対するハラスメントを含めるかどうか論点となったので、この点について報告する。幹部職員から意図的に発言妨害があったとして、それを防ぐための観点が必要だとの指摘があった。このようなことが起きた場合、議会から町に対して事実関係を整理した上で、申し入れることとなる。この点を確認している。

議員の責務については、町政に関わる権能より責務の自覚、社会倫理感、地方自治の本旨に沿っての使命の達成、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、勤務環境を害することであること。職員が職務遂行上の対等な立場であることの自覚、職員の人格の尊重、ハラスメントが疑われ

る場合は自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、責任を明確にする他にハラスメントにあたるという行動、言動にあたると思われられる事態に遭遇した場合、そういった行動、言動を慎むよう努めることにすることを明記する。

申出についてだが、この点については議員、職員が議員のハラスメントについて、書面にて申し出ることができるとした。書面で申し出ることについては、申出について一定のメリハリをつけるということである。

受付については議会事務局長、正副議長、総務建設経済常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営委員長のいずれかで申出を受け付ける。議長、副議長、議会運営委員長、基本条例推進委員長、議会事務局長からなる仮称代表者会議を設置し、当事者からの事実確認、調査機関の設置を進める。

代表者会議は全協に対して報告をすることをとした。他の議会では会派の代表が集まってどのように調査等を進めるか、どのような措置を取るかを決めるところがある。二宮町議会では実質的には折衝を行う会派がないため代表者会議を設置することを提案する。事実が明らかで調査を要しない場合や、当事者が全ての事実を認めているような場合には、代表者会議でその後の進め方を決めることになる。当事者いずれかの申し立てがあった場合、又は必要があると判断される場合に、調査を調査機関に委ねる。

構成は5名だがハラスメント事案等の場合には範囲を広めた場合に二次ハラスメントとなりかねないなどの理由から構成を絞っている。調査機関については法律に関する専門家（弁護士、司法書士など）、学識経験者（人権について執権を期待する）の3名、議長または議員1名の4名で構成すること。調査結果は議長に報告することを提案する。

法律の専門家として弁護士を指定すること、町民の代表を加えることについても論点となった。一般に弁護士に対する費用は高いと認識されている。その一方で司法書士も一定の法律的知識、経験を有していると考えられることから、法律に対する専門家の範囲を広くとらえた。選任にあたっての中立性を維持するためには弁護士会、司法書士会などの団体に依頼し、推薦をお願いするなどの方法を取る必要がある。

町民の代表を加えることについては加害者側、被害者側からそれぞれ町民の代表を選任するとの提案もあった。一方秘密保持の観点について二次ハラスメントを起こす可能性だが、実際選任するための中立性の担保などの問題が想定された。住民からの訴えを受け付けているところでは贈収賄などの不正を想定しているケースであることもあり、この場合の調査機関は専門家を中心とする提案に至った。

公表措置については公表及び必要な措置を取るとする。実際には公表というのが重い措置となる。他の措置が必要な場合は議会での処分が検討されることになるが、具体的には触れてい

ない。今後具体的措置の内容にふれるかどうかは課題である。プライバシー保護について、関係者はプライバシー保護の義務を負う。退任後も秘密保持の義務を負うこととなる。一生秘密を保持することが義務付けられる。

研修については、議長は目的達成のため研修を実施する。

12月定例会への提案を目指して9月議会以降は次の課題を進めるよう提案する。法制化のレベル、条例とするか、規則とするかについて決めていく。また素案を作り検討する。条例の場合は全文作成、さらに執行者との調整、法制執務上の確認を行っていく。

研修については次のように検討を進めている。今回は最近のハラスメント事例を通して、ハラスメントの理解を深めるという内容である。今回の法制化作業が終わるまでに実施したいと考えている。たとえば11月である。事務局からは、なぎさブロックの正副議長会研修が二宮町で開催されるため、共同で開催できれば予算も増額することも可能とのコメントである。ただし通常は年明けの開催などで時期が合うかが問題である。講師については人権についても意識の高い方を望む声がある。たとえば法政大学の広瀬氏。講師選定については議会事務局長と共に、委員からの提案があれば検討を進める。

以上報告の上、継続調査を引き続き求めていきたいと考えている。皆さまの方で大事なところが抜けている等何かあれば、ご指摘をお願いします。

小笠原

委員長取りまとめありがとうございます。私は皆さんで話し合ったことが全部入っていると思う。

委員長

事務局に1つ確認しなければいけないが、その後なぎさブロックの関係で、進んだ部分があれば最新にしておかなければならない。

事務局長

なぎさブロックとの兼ね合いだが、なぎさブロックは1月に開催するというのと、他の町の議員の皆さんが来られたらどうかというのも確認したが、なかなか難しいというのもあった。もしこちらの方だけ早めにやるとなると一緒にやるのはなかなか難しい。テーマも他の要望が出たりして、こちらの都合に合わせるのは調整が必要という状況である。

委員長

事務局からの最新の状況である。確かにうちはハラスメントだが、なぎさブロックでハラスメントが優先第一にあるかどうかは、また別の論議である。議長、その点コメントはあるか。

議長

ない。

委員長

そうするとなぎさブロックの件は削除した方がよいですね。

(「はい」との声あり)

委員長

報告の中ではなぎさブロックの関連のところは削除させていただく。基本的にはそれはあてにせず、二宮町で進めていくということによろしいか。

(「異議なし」との声あり)

古谷

よくでき上がっていると思う。1点だけ7行目のところで、「学識経験者(人権について執権を期待する)」とあるが、有するでよいと思う。

委員長

それでは「執権を有する」というふうに直させていただく。他になればこのような骨子で説明、報告させていただく。これで本日の政治倫理推進特別委員会を閉会する。

閉会 11 時 18 分